

令和5年6月 5日 開会

令和5年6月16日 閉会

令和5年第2回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月5日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6
議第38号について（提案説明・採決）	8
議第39号について（提案説明・採決）	9
議第40号について（提案説明・採決）	10
議第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第42号から議第45号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第46号について（提案説明・質疑・委員会付託）	18
議第47号及び議第48号について（提案説明・質疑・委員会付託）	25
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	27
報第1号について（提案説明・質疑）	28
散会	31
会議録署名議員	32

6月16日（金）

議事日程	33
議長及び出席議員	33
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	33
職務のために出席した者	34
開議	35

会議録署名者決定	36
一般質問	36
8番 岩田讓治議員	36
4番 坂 悟議員	38
2番 渡邊裕光議員	41
3番 傍嶋邦博議員	43
1番 石原英一議員	48
特別委員会報告	51
議会改革特別委員会	51
常任委員会報告	52
民生文教常任委員会	52
総務産建常任委員会	53
議第42号について（討論・採決）	53
議第43号について（討論・採決）	53
議第44号について（討論・採決）	54
議第45号について（討論・採決）	54
議第46号について（討論・採決）	54
議第47号について（討論・採決）	55
議第48号について（討論・採決）	55
報第2号について（提案説明・質疑）	55
閉会	58
会議録署名議員	59

令和5年6月5日（第1日）

議 事 日 程 (令和5年6月5日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第37号 専決処分の承認について
専第3号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議第38号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第5 議第39号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第6 議第40号 農業委員の任命につき同意を求める件
- 日程第7 議第41号 財産の取得について
- 日程第8 議第42号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第43号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第44号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第45号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議第47号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議第48号 町道路線の認定について
- 日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第16 報第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	岡田武史
教育長	青山桂子	調整監	水谷秀平
会計管理者兼 住民環境課長	吉村等	総務課長	山田靖
企画調整課長	大平共美	福祉課長兼 安八温泉所長	坂和由
建設課長	河合一	学校教育課長	小林洋臣
生涯学習課長兼 ハートピア安八館長	今村厚士	産業振興課長	堀康信
税務課長	梅村明広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	宇佐見かおる
書記	土岐寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議長 定刻になりましたので、ただいまより第2回安八町議会定例会を始めます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回安八町定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

挨拶もなしにそのまま議題のほうへ入ってしまいましたので、ちょっと前後いたしますが、先般の雨で、非常に日本の中でも線状降水帯というような、最近では聞き慣れた言葉が、やはりこの中部地方にも発生いたしました、中部地方、関東にも発生いたしまして、この辺りでは被害がなかったわけですが、住んで20年来、こんなことは経験したようなことがなかったというようなニュースでのコメントもありました。その点、災害がないということは、本当に安全というのは大切だなあというふうにさらに痛感したわけでございます。

また、時期も田植の時期になりまして、安八町では6月1日に農業委員会をやりましたが、さあこれからというときにそのような大雨が降ったということで、用水のほうとかいろんな関係も一斉に始まったというようなことで、安八町中が今は水稻の田植の準備とか田植とか、いろんな関係でてんでこ舞いをしておるような時期でございます。

そういうような関係もありましたが、災害がなかったということについては大変喜ばしいことであると思います。

それでは、本題に入ります。

ただいまより本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、6番 西松巖君、7番 碓井昭夫君に指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 改めまして、おはようございます。

先ほど議長のほうからお話がありましたが、梅雨入りとなりまして、従前の梅雨とは違いまして、やはりゲリラ豪雨といった災害が頻繁に起きることから、安八町長といたしましてもしっかりと町の守りをやっていきたいなというふうに改めて思った、思いを致すところでございます。

本日は、令和5年第2回安八町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、本会議は、私が町長に就任させていただき初めての定例会でございます。この場をお借りして所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

堀前町長は、平成23年から令和5年までの3期12年の間、民間出身の議員経験者の首長として、和を重んじ、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりを基本理念として、子供たちが生涯を通じてそれぞれのライフステージで安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでこられました。高校生までの医療費無償化や小・中学校へのエアコンの設置、またトイレの洋式化、コミュニティ・スクールの導入など、新しい施策や事業に尽力いただき、安八町の未来を担ってもらった子供たちの成長に大きな功績を残されたと思っております。

私は、皆様御存じのとおり、平成元年にこの役場に入庁し、以来34年間、行政を支える者として、町の発展のために、町民の生活向上のために汗を流してまいりました。その間、2代目丹羽正治町長、3代目小川徳喜町長、4代目堀正町長と3人の歴代首長に任せさせていただき、それぞれのステージで行政運営の方向づけ・牽引・判断・決断等々の場面を目の当たりにしてまいりました。公共下水道接続や市町村合併、スマートインターチェンジ、ゴルフ場と難しい決断が求められることも多々あり、歴代首長の正しい判断、たゆまない努力により今の安八町があると感謝申し上げます。今は私がその

立場となりましたが、貴重な経験を生かし、地方公共団体を代表する立場であることを絶えず自覚し、町民の幸せを最優先として職務に専念させていただきたいと考えております。

私がかじ取りを担わせていただくこの4年間、笑顔と活力が循環し光り輝くまちづくりを基本理念として、安八町スマートインターチェンジを核とした企業誘致を軸とする活力あるまちづくり、安心・安全なまちづくりとして、防災拠点の整備や空き家対策、通学路の安全確保の推進をしていきます。また、結婚・出産・子育ての支援、移住定住施策の拡充など人口減少抑制のための環境づくりの推進、また地域と学校の協働活動推進や心の教育の充実を目指す教育環境の充実、さらに住民の皆様が住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう、支え合いとぬくもり、寄り添いの調和の取れた福祉政策の充実、そして選ばれる町となるような魅力の発信、柔軟性のある質の高い行政サービスが持続的に提供される信頼できる行財政運営、この7つの柱を基本として歩みを進めようと考えております。

いろんな機会を通じて町民の皆様から御意見、御要望に耳を傾け、安八町のよきところの継承と持続、そして発掘、新しい社会背景に対応した変化、皆様により満足していただける生活環境向上へ、不撓不屈、仰峯不屈の精神で取り組んでまいります。

特に、企業誘致の推進は雇用の場と安定した財源確保を生み、それらが町の活力の源の一つとなります。私の公約の一丁目一番地として、私が先頭となり、職員一丸となって力強く進めていきたいと思っております。

また、子供たちの笑顔や歓声があふれる環境づくりというものを大切にしたいと考えています。子供たちの笑顔や歓声には必ず両親や祖父母が集い、一つの輪ができ、その輪が幾重にも重なることでコミュニティーができ、またそれが重なることで地域が活性化し、さらに町を元気にしてくれると信じてやみません。町にとって宝と言われる子供たちとともに、明るい安八の扉を開き、未来への挑戦を続けていきたいと思っております。

最後となりますが、議員の皆様におかれましては、多様な考えを持たれる町民の皆様から選出されたという立場をよく尊重し、御意見に耳を傾け、協議を重ねながら、よりよい行政運営となるよう努力してまいりますので、これからも変わらぬ御指導御鞭撻をお願い申し上げます。

さて、本日提案しております案件は、専決処分の承認、監査委員の選任など人事案件、条例改正、令和5年度一般会計補正予算などの12議案のほか、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告となっております。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、十分御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 日程第3、議第37号 専決処分の承認についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議第37号について御説明申し上げます。

議第37号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第3号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億6,887万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月16日専決、安八郡安八町長。

本件は、低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業に係る経費で、内容としては、18歳以下の児童1人につき5万円を支給するものでございます。支給対象者は、独り親世帯の児童扶養手当受給者、そして独り親

世帯以外の子育て世帯で住民税非課税世帯が対象でございます。

速やかな支給を進めるため、必要な経費を補正させていただいたものでございます。

それでは、1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入。単位は1,000円でございます。

1枚はねていただきまして、6ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額65億6,187万6,000円に700万円を増額し、合計を65億6,887万6,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入。単位は1,000円でございます。

国庫支出金につきましては、特定財源ですので、歳出で説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3. 歳出。単位は1,000円でございます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の700万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金700万円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事業費補助金600万円及び同事務費補助金100万円を合わせたものでございます。一般財源はございません。

給付事業に係る経費といたしまして、節区分の職員手当等20万円は、職員の時間外勤務手当でございます。

需用費12万5,000円のうち、消耗品費5万円はファイル等の購入費、印刷製本費7万5,000円は封筒の印刷代でございます。

役務費8万1,000円のうち、通信運搬費3万1,000円は郵送代、手数料5万円は振込手数料でございます。

委託料の業務委託59万4,000円は、システム改修費でございます。

負担金、補助及び交付金の交付金600万円は、対象児童120人、1人当たり5万円の給付金でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議第38号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 議案書の9ページをお願いいたします。

監査委員の選任について御説明させていただきます。

議第38号 監査委員の選任につき同意を求める件。

本町監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

識見を有する者のうちから選任する者として、現在御尽力をいただいております清伸二委員の任期満了に伴い、後任に鈴木富彦氏、安八郡安八町東結1023番地の4、昭和36年3月16日生まれ、の選任につきまして御同意をお願いするものでございます。

清委員には、平成27年より2期8年、本町監査委員としてお世話になってまいりました。これまで行財政全般にわたり御指導を賜りましたことに、心から感謝申し上げる次第でございます。

後任委員としてお願い申し上げます鈴木富彦氏でございますが、税理士として、町の財政だけでなく、行政運営に関しましても優れた識見をお持ちでございます。人格も高潔で、ぜひとも安八町の監査委員として御活躍いただきたいと思っておりますので提案をさせていただきます。

どうぞ御理解いただき、御同意賜りますようお願いいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認め、議第38号について採決を行います。

本件については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第5、議第39号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 議案書11ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員の選任について御説明させていただきます。

議第39号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

現在、固定資産評価審査委員としてお世話になっております渡邊敏幸委員から一身上の都合により辞職願が提出されましたので、後任として渡邊毅氏、安八町牧1807番地の1、昭和31年12月24日生まれ、を選任し、御同意をお願いしたいと思うものでございます。

渡邊氏におかれましては、安八町の職員として勤務された経験があり、税務関係など、行政経験豊富な方でございます。人格・識見とも極めて高く、適任であると考えておりますので、御審議の上、御同意いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、渡邊敏幸氏の残任期間とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認め、議第39号については採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第6、議第40号 農業委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

農業委員の任命につき、議案を朗読させていただきまして提案説明とさせていただきます。

議第40号 農業委員の任命につき同意を求める件。

農業委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

同意を求める者といたしまして、順不同並びに敬称略で読み上げさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

住所、安八郡安八町東結751番地、小川志須我、昭和27年8月9日生まれ。

2人目、安八郡安八町牧2965番地の2、渡邊則明、昭和32年2月5日生まれ。

3人目、安八郡安八町西結2063番地、渡部英晴、昭和19年9月6日生まれ。

4人目、安八郡安八町森部373番地、丹羽洋三、昭和37年3月5日生まれ。

5人目、安八郡安八町牧1628番地、金森成男、昭和22年12月1日生まれ。

6人目の方です。安八郡安八町氷取1177番地、栗原宏行、昭和34年7月1日生まれ。

7人目の方、安八郡安八町牧3524番地の4、渡辺かず子、昭和30年12月12日生まれ。

8人目の方、安八郡安八町森部590番地の1、山北幸泰、昭和32年7月22日生まれ。

9人目の方、安八郡安八町西結884番地、吉田正博、昭和24年9月11日生まれ。

10人目の方、安八郡安八町東結10番地、岡田實、昭和24年8月12日生まれ。

11人目の方、安八郡安八町牧903番地、渡邊明博、昭和22年1月7日生まれ。

12人目の方、安八郡安八町南今ヶ渚51番地、坂直美、昭和23年2月4日生まれ。

13人目の方、安八郡安八町南條517番地の1、西松久夫、昭和25年6月15日生まれ。

最後の方ですが、安八郡安八町東結43番地、岩田照子、昭和24年2月15日生まれ。

以上14名の方でございます。

各営農団体、そして担い手さん、女性の代表といった方々で選任をさせていただいておりますが、農業委員の職務を適切に行うことができる方々でございます。

なお、任期は令和5年7月20日から3年でございます。

どうぞ任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本件は、町長からの説明の中に私ごとに関する関係が含まれておりますので、地方自治法第106条の規定により、ここで副議長と交代をいたします。

この関係につきましては、退席が適切かと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長、よろしくお願いをいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

副議長 議長を交代しました。

それじゃあ、始めたいと思います。

本件のうち、渡邊明博君の一身上に関する事件が含まれておりますため、地方自治法第117条の規定により、渡邊明博君の退場を求めます。

〔議長 渡邊明博君 退場〕

副議長 本件のうち、渡邊明博君の任命同意につきましては、質疑及び討論を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 ありがとうございます。

異議なしと認め、渡邊明博君の任命同意について採決を行いたいと思っております。

本件のうち、渡邊明博君の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号のうち、渡邊明博君の任命同意は原案どおり同意することに決定いたしました。

渡邊議長に会場に入ってもらってください。

〔議長 渡邊明博君 入場・着席〕

副議長 ここで、渡邊議長と交代をいたします。ありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

議長 大変迷惑をおかけいたしました。

続きまして、本件のうち、私を除く者の任命同意については、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、私を除く者の任命同意について採決を行います。

本件のうち、私を除く者の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号のうち、私を除く者の任命同意は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第7、議第41号 財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第41号につきまして御説明申し上げます。

議第41号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 財産の種類、消防ポンプ自動車（普通免許対応型）1台。

2. 取得の目的、消防ポンプ自動車の老朽化による更新のため。

3. 取得の方法、指名競争入札。

4. 取得価格、2,497万円。

5. 取得の相手方、岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。

今回更新します消防車両につきましては、安八町消防団第1分団1部の消防車両で、平成8年に消防ポンプ自動車を購入し配備しましたが、25年以上が経過し老朽化したため、更新が必要となりました。そこで、消防ポンプ自動車を更新し、円滑な消防活動を図ろうとするものであります。

8業者を選定いたしまして、令和5年5月31日に指名競争入札を行いました、その結果に基づきまして、落札業者と同日付で仮契約を締結したところであります。

なお、納車の予定日につきましては、令和6年3月20日であります。

本契約は、財産の取得に係る予定価格が700万以上であることから、地方自治法や条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案のとおり可決しました。

議長 日程第8、議第42号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議第43号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議第44号 安八町

社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議第45号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題といたします。

これらの4件の提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書は19ページをお願いいたします。

議第42号につきまして説明申し上げます。

議第42号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以降、議第45号まで同様ですので、説明を省略させていただきます。

1枚はねていただきまして、21ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

この条例は、家庭的保育や小規模保育、また事業所内保育などの設備等に関する基準について定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、厚生労働省から内閣府の外局であるこども家庭庁に事務が移管され、大臣名の表記が改められました。よって、条例第25条の条文中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」へ改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

議第43号につきまして説明申し上げます。

議第43号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、別冊、議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、幼稚園や認定こども園、また小規模保育や事業所内保育等の運営等に関して、その基準を定めるものでございます。

改正内容でございます。

第4条第2項ただし書中、法第19条の法とは子ども・子育て支援法のことであり、このたびのこども家庭庁設置法の施行に伴う改正で、この法第19条の第2項が削られて1項立ての条文とされたため、「第19条第1項第3号」から「第1項」の字句を削り、「第19条第3号」と改めるものでございます。

以下、第1号から第3号まで、及び次の第6条から12ページの第52条にかけて、同様の改正を行うところは説明を省略させていただきます。

続きまして、第6条、正当な理由のない提供拒否の禁止等の第3項、3ページの下から2行目でございますが、直前の第2項で引用した条や項を再度引用するものであるため、「同項第2号」を「同条第2号」と表示を改めるものでございます。

以下、第35条、36条、51条、52条において同様の改正を行う部分について、説明を省略いたします。

続きまして、議案資料は2枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第15条、特定教育・保育の取扱方針の第1項第3号では、こども家庭庁設

置法の施行に伴い、学校教育法第25条に第2項及び第3項が新設されました。この第3号で引用する規定は第25条の第1項に限られるため、「第25条」を「第25条第1項」と表示を改めるものでございます。

続いて、第4号では、こども家庭庁設置法の施行に伴い省令が改正され、大臣名が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたため、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

以下、第44条においても同様の改正を行うものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

第37条第1項では、国の設置・運営基準がこども家庭庁へ移管することから、「同省令」の字句を「同令」に改めるものでございます。

それでは、議案書の26ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書は27ページをお願いいたします。

議第44号につきまして説明申し上げます。

議第44号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例（平成19年安八町条例第16号）の一部を次のように改正する。

本条例は、ひかりの里において、障害のある方に対する生活介護及び就労支援等について定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、厚生労働省所管の障害に関する事務の一部がこども家庭庁と共同で管理され、複数の大臣が権限を有することとなったため、第8条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に大臣名の表記を改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書は31ページをお願いいたします。

議第45号につきまして説明申し上げます。

議第45号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例。

安八町児童発達支援事業施設設置条例（平成30年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

本条例は、心身の発達について支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うための施設に関して定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、厚生労働省から内閣府の外局であるこども家庭庁に事務が移管されたため、条例第6条の条文において、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」へ大臣名の表記を改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議第42号から45号までの説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま説明をいただきました議第42号から議第45号までの総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第42号から議第45号までは、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号から議第45号までは会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の35ページをお願いいたします。

議第46号につきまして御説明申し上げます。

議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,920万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億8,808万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

37ページは歳入、38ページは歳出であります。

いずれも補正前の額65億6,887万6,000円から2億1,920万8,000円を増額し、67億8,808万4,000円とするものであります。

続きまして、39ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円であります。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、変更がありません。

今回、公共事業等債の限度額を3,300万円増額し、7,620万円とします。これは、国の交通安全対策、いわゆる通学路緊急対策や防災安全対策の社会資本整備総合交付金に係る補助事業採択により増額するものであります。

今回の地方債補正により、地方債の合計を6億6,390万円とするものであります。

1枚はねていただきまして、40ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入であります。単位は1,000円であります。
特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。
40ページの最下段をお願いいたします。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額1,123万2,000円につきましては、去る3月議会定例会におきまして、安八町牧地内の町道路線の廃止・認定に伴い、町有地2筆分の土地を工場敷地として一体利用する予定の民間会社へ払下げによります土地売払収入を補正するものであります。

続きまして、41ページをお願いいたします。

41ページの2段目、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,022万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰入れを行うものであります。

1枚はねていただきまして、42ページをお願いいたします。

3の歳出であります。単位は1,000円であります。

今回の補正予算には、国庫補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下コロナ交付金と言いますが、のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額が図られました。本交付金の財源を有効に活用しまして、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るための低所得世帯支援枠の事業や、国から提示されております生活者や事業者に対する支援を行うための推奨事業メニューの事業予算をそれぞれ各担当課において計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、総務課に係る補正予算につきまして御説明いたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の7,178万7,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で、国庫支出金3,070万1,000円は、コロナ交付金の総務費国庫補助金で、その他の諸収入2,800万円は、プレミアム商品券の販売代金であります。

それでは、まず説明欄の2番目の生活者物価高騰対策支援事業7,064万

8,000円につきまして御説明いたします。

この事業は、物価高騰の影響を受けました生活者のため、町内の全世帯を対象にプレミアム付商品券を発行する事業と、生活を下支えする取組のため、生活必需品を配付する生活者支援事業を行うものであります。

節区分、需用費の消耗品費590万円は、ゴム印やスタンプ台等の事務用品購入代30万円と、残りの560万円は生活必需品の購入であります。次の印刷製本費220万円は、引換券やプレミアム商品券、郵送用の封筒の印刷代であります。

次に、役務費の通信運搬費324万8,000円は、引換券発送のための郵送料であります。

次に、委託料の業務委託330万円は、プレミアム商品券を販売し、換金事務等を担っていただくための業務委託経費であります。

次に、負担金、補助及び交付金の補助金5,713万9,000円のうち5,600万円は、プレミアム商品券の取扱事業所や店舗への商品券代を支払うための補助金であります。残りの補助金113万9,000円は、説明欄1番目の地区行政執行経費であります。今回、町内の2地区、町屋地区、中須地区からの公民館改修工事に係る地区集会所設置補助金であります。1つ目が、町屋公会堂の老朽化によりまして、外壁塗装の損傷がひどく、また雨どいやといなどの改修工事に係る補助金55万7,000円と、2つ目が、中須公民館の老朽化により、トイレの洋式化や、また換気扇の改修工事に係る補助金58万2,000円をそれぞれ計上するものであります。

1枚はねていただきまして、45ページをお願いいたします。

45ページの3段目、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の3,360万円であります。今回、災害に強いまちづくり（防災・安全）の関係で国へ令和5年度予算要望しておりました社会資本整備総合交付金の交付補助金が国より内定を受けましたので、増額補正をお願いするものであります。

財源内訳といたしまして、特定財源で、国庫支出金、増額の1,680万円は、補助率2分の1の社会資本整備総合交付金の消防費国庫補助金であります。

次に、地方債1,510万円は、今回、国庫補助金の事業の採択を受けましたので、公共事業等債1,510万円を増額いたします。

節区分、工事請負費の3,360万円は、防災事務経費であります。本事業費

をもって2つの事業を行います。1つ目は、中日本高速道路株式会社が管理する名神高速道路の盛土のり面を利用して整備いたします一時避難場所設置付近に照明設備や標識等を設置するための事業費600万円と、2つ目が、南條消防車庫に隣接する旧南條保育園敷地内に、新たな防災対策への取組として、避難所設備を整備するための事業費2,760万円であります。

議長 続きまして、福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、議案書は、1枚戻っていただきまして、42ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の3,460万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金の3,455万円は、コロナ交付金でございます。

最初に、低所得世帯価格高騰対策支援事業につきましては、非課税1世帯当たり3万円を支給するもので、総額3,250万円の内訳といたしまして、節区分の職員手当等35万円は、職員の時間外手当となっております。

需用費の消耗品費の11万1,000円のうち9万9,000円は事務用品、印刷製本費12万円は封筒の印刷代でございます。

役務費の通信運搬費31万8,000円のうち30万3,000円は郵送代、手数料41万3,000円のうち39万円は口座振込手数料でございます。

委託料の業務委託123万8,000円は、システム改修費でございます。

43ページの負担金、補助及び交付金の交付金3,000万円は、対象世帯1,000世帯への交付金でございます。

一方、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業につきましては、医療機関や高齢者施設等へ規模に応じて支援金を給付するものでございます。

総額210万円の内訳といたしましては、節区分の需用費の消耗品費の11万1,000円のうち1万2,000円は、事務用品でございます。

役務費の通信運搬費31万8,000円のうち1万5,000円は郵送代、手数料41万3,000円のうち2万3,000円は口座振込手数料でございます。

43ページの負担金、補助及び交付金の補助金205万円につきましては、対象である施設へ規模に応じて3万円から10万円を補助するものでございます。続きまして、43ページの下段をお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の1,127万5,000円。財源

内訳の特定財源、県支出金1,127万5,000円の内訳は、第二子以降出産祝金支給事業費補助金550万円及び高等学校就学準備等支援金支給事業費補助金577万5,000円でございます。一般財源はございません。

最初に、岐阜県における第二子以降出産祝金事業では、児童1人当たり10万円をする事業、総額550万円の内訳として、節区分の職員手当等20万円のうち10万円は、職員の時間外勤務手当でございます。

需用費の消耗品費60万円のうち30万円は事務用品代、印刷製本費13万5,000円のうち6万5,000円は封筒の印刷代でございます。

役務費の通信運搬費3万4,000円のうち1万7,000円は切手代、手数料5万6,000円のうち1万8,000円は口座振込手数料でございます。

負担金、補助及び交付金の交付金1,025万円のうち500万円が対象者50名分の交付金でございます。

また、高等学校就学準備等支援金事業につきましては、同様に岐阜県の事業で、高校進学や就職等の準備資金、1人当たり3万円を支給するもので、総額577万5,000円の内訳として、節区分の職員手当等20万円のうち10万円が職員の時間外勤務手当、需用費、消耗品費60万円のうち30万円は事務用品、印刷製本費13万5,000円のうち7万円は封筒の印刷代でございます。

役務費の通信運搬費3万4,000円のうち1万7,000円は切手代、手数料5万6,000円のうち3万8,000円が口座振込手数料でございます。

負担金、補助及び交付金の交付金1,025万円のうち525万円は、対象者175名分の交付金でございます。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きます、産業振興課分です。

ページを1ページはねていただきまして、44ページ上段をよろしく願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、増額の793万円。補正額の財源内訳で、特定財源、県支出金669万7,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金でございます。

節区分で、負担金、補助及び交付金、補助金、補正額全ての793万円でございます。

内容といたしまして、営農組織の3団体が導入をいたします農業機械、コ

ンバイン、トラクター、田植機が、先般県の支援事業、元気な農業産地構造改革支援事業に採択され、補助率4分の1でございます。それと、受入れの町の補助金金額120万1,000円を合わせて補正をお願いするものでございます。

また、この3月定例議会で、農業機械の機種変更によって補正額の増額補正を承認いただいたものについて、本年度に対する補助額3万2,000円が予算措置されていなかったため、今回併せて補正をお願いするものでございます。

以上、産業振興課分でございます。

議長 企画課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課でございます。

同じく44ページの中段をお願いいたします。

款項、商工費、目、商工総務費、補正額、増額の1,208万6,000円。財源内訳といたしましては、特定財源、国庫支出金1,200万円、コロナ交付金事業でございます。

需用費の消耗品費4,000円、ファイル等の事務費でございます。

役務費の通信運搬費8万2,000円、郵送代でございます。

負担金、補助及び交付金の補助金1,200万円、これらは物価高騰対策支援事業の事務費を計上しております。

内容といたしましては、中小企業等、物価高騰の影響を受けた事業者に対しまして、1事業所当たり3万円を支援し、地域経済の活性化を図るものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続いて、建設課分でございます。

同じく議案書の44ページ最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、減額の950万円。財源内訳、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、減額の517万7,000円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の390万円は公共事業等債でございます。

節区分、委託料の業務委託、減額の150万円と節区分、工事請負費、減額の800万円は、道路維持経費として、社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算を下回りましたので、橋梁点検数の減、舗装補修路線の縮小など、事

業費を減額したく、補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の道路新設改良費、補正額5,490万円。財源内訳、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金2,991万5,000円は社会資本整備総合交付金、地方債2,190万円は公共事業等債でございます。

節区分、工事請負費3,600万円、節区分、公有財産購入費1,890万円。道路新設改良事業として現在継続的に進めております中須地内、起裏並線及び外善光地内、附砂山田1号線及び牧地内、附砂10号線の通学路改良に伴う工事費と用地取得費でございます。いずれも国庫補助事業の採択を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

下のページへ移りまして、45ページをお願いいたします。

2段目の表になります。

項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正の額はございません。財源内訳、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、減額の4万3,000円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の10万円は公共事業等債でございます。都市計画整備道路改良事業として、安八スマートインターチェンジ周辺の道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算額を若干下回りましたので、財源内訳の変更の補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 続きまして、学校教育課分でございます。

議案書の45ページ最下段をお願いいたします。

歳入につきましては、特定財源のため、歳出にて御説明させていただきます。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の3万円。財源内訳としまして、特定財源、その他、寄附金3万円。元牧小学校ヤナセ教頭の御遺族から図書館教育充実のための指定寄附金でございます。

節の備品購入費につきましては、小学校図書購入に係る経費でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の250万円。節区分、食糧費385万円は、給食センター改修工事により夏休み期間中の調理業務がおおむね1か月停止しますので、こども園の昼食を代替給食として提供するための経費でございます。不用となった賄材料費135万円を減額し、需用費250

万円を補正するものでございます。

以上、議第46号 令和5年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま日程第12、議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算の説明をいただきました。

ここで質疑に入る前に暫時休憩と、ちょうどこれが終わると時間的に、ちよっと30分ほどまでになりますので、ここで暫時休憩を行います。この時計で20分から再開をいたします。

8分ほどしかありませんが、ここで暫時休憩を行います。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長 再開いたします。

日程第12の議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）の総括質疑を行います。

皆さんのほうから補正予算に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第46号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は会期内、各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第13、議第47号 町道路線の廃止について、日程第14、議第48号 町道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

これら2件の提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の47ページをお願いいたします。

議第47号、議第48号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議第47号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

49ページをお願いいたします。

廃止する路線は、整理番号1．六反不納場線、中字六反347番地先から中字不納場622番1地先の延長769.9メートルでございます。

51ページをお願いいたします。

こちらは、廃止路線網図でございます。

安八スマートインターチェンジ西の中地内、既存工業専用地域内において、企業の企業用地の拡大に伴い、町道の払下げの申出があったため、路線の廃止をお願いするものでございます。

今回廃止する路線を青線で示しております。

続きまして、53ページをお願いいたします。

議第48号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

55ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1．六反不納場1号線の中字六反352番地先から中字不納場622番1地先までの延長740.1メートルでございます。

57ページをお願いいたします。

新規の路線網図で、新たに認定する路線を赤線で示しております。

前議案で一旦全路線を廃止し、払下げする予定の路線を除き、町道として必要な路線について新たに認定をお願いするもので、51ページの廃止路線網図と57ページの新規路線網図を比較しますと、図の左側の起点の丸印の位置が変更となっております。

以上、議第47号及び議第48号の2議案につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより議第47号及び議第48号の総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第47号及び議第48号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号及び議第48号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

議会事務局より朗読をさせます。

議会事務局長 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の適切な運営のため、地方自治法第291条の5第1項及び本広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行うものとする。

令和5年6月5日、安八郡安八町長。

議長 お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選ということに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしということで、議長が指名推選をすることに決定をいたしました。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長 岡田立君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名しました町長 岡田立君を当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました町長 岡田立君が当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町長 岡田立君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議 長 日程第16、報第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の61ページをお願いいたします。

報第1号につきまして御説明申し上げます。

報第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和5年6月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、63ページをお願いいたします。

〔「ついておらへん」の声あり〕

議 長 63ページ。

〔「63ページ、ついておらへんって」の声あり〕

〔発言する者あり〕

〔「すみません、配りますのでちょっと休憩を」の声あり〕

議 長 ちょっとこの議案書に63ページがついていないという方がおられますので、コピーを早速させますので、しばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願ひします。

（午前11時33分 休憩）

（午前11時36分 再開）

議 長 それでは、書類も届きましたようでございますので、再開をいたします。

総務課長、よろしく申し上げます。

総務課長 それでは、63ページをお願いいたします。

令和4年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円
であります。

表の最上段、款、総務費、項、総務管理費、事業名、本庁舎管理経費は、
庁舎耐震補強改修工事に係る管理業務を行うものであります。翌年度繰越額
が560万円で、財源内訳の未収入特定財源として地方債560万円は、緊急防
災・減災事業債であります。

次の段、事業名、総合計画策定経費は、昨年度中に策定する予定でありま
した安八町第六次総合計画について、令和5年度中に策定することとなり、
新計画移行期間として現計画を暫定的に継続させていただくことになりまし
たので、経費の一部について繰り越すものであります。翌年度繰越額が415
万円で、財源は全て一般財源であります。

次の段、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、あんぱちマイナポイント事業
は、本事業に係る国の補助金、コロナ交付金が繰越しできることになりまし
たので、本事業を繰り越すものであります。翌年度繰越額が5,793万5,000円
で、財源内訳の未収入特定財源としてコロナ交付金2,000万円と一般財源
3,793万5,000円であります。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業には
4つの事業がございます。

1つ目は、町内1路線の牧地内の三十六剋十八町2号線の道路改良に係る
測量設計業務委託に593万5,000円。2つ目は、揖斐川以東用水のパイプライン
化事業が県事業として行われております。同事業の終了後から町で行う予
定の氷取地内の善光方幹線の防草シート設置工に係る事業費401万5,000円。
3つ目は、大野、南條地内の側溝敷設工事に係る事業費632万1,000円。4つ
目は、県道大垣江南線の整備に伴い、北今ヶ渚ノ戸地内の町道天白4号線
の道路改良事業に係る用地費95万円と補償費137万4,000円をそれぞれ繰越し
するものであります。これら4つの事業費を合わせた翌年度繰越額が1,859
万5,000円で、未収入特定財源として、地方債750万円は一般単独事業債で、
残り一般財源1,109万5,000円であります。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業に

は2つの事業がございます。

1つ目は、町内1路線の牧地内の附砂10号線の道路改良に伴う測量設計業務委託に1,302万1,000円。2つ目は、町内1路線の外善光地内の附砂山田1号線の道路改良工事費に1,783万6,000円をそれぞれ繰り越すものであります。これら2つの事業費を合わせた翌年度繰越額が3,085万7,000円で、未収入特定財源として、国県支出金1,669万3,000円は、交通安全対策補助（通学路対策）の社会資本整備総合交付金であります。地方債1,270万円は公共事業等債で、残り一般財源146万4,000円であります。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、中地内における堅割寺家線第2工区に係る道路改良工事費4,695万8,000円を繰り越すものであります。未収入特定財源として、国県支出金2,326万1,000円は、社会資本整備総合交付金であります。地方債2,100万円は公共事業等債で、残り一般財源269万7,000円であります。

次の段、款項とも消防費、事業名、防災事務経費には3つの事業がございます。

1つ目は、防災行政無線のデジタル化工事で、防災行政無線（同報系）の戸別受信機の更新と屋外スピーカー1か所の増設に係る事業費に1億4,482万円。2つ目は、名神高速道路の盛土のり面を利用した一時避難場所設置工事に2,018万円。3つ目は、南條地内の消防車庫南側の旧南條保育園の老朽化対策に係る避難所等設備設計委託に100万円をそれぞれ繰り越すものであります。これら3つの事業を合わせた翌年度繰越額が1億6,600万円で、未収入特定財源として、国県支出金997万2,000円は、社会資本整備総合交付金であります。地方債1億5,260万円は、緊急防災・減災事業債の1億4,480万円と公共事業等債780万円で、残り一般財源342万8,000円であります。

最後となりますが、款、教育費、項、保健体育費、事業名、給食センター管理経費は、給食センター改修工事につきまして、工期がおおむね1か月ほどかかり、夏休み期間中に工事を施工する予定であるため、管理委託83万9,000円と工事請負費1,521万8,000円をそれぞれ繰り越すものであります。翌年度繰越額が1,605万7,000円で、財源は全て一般財源であります。

以上、令和4年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りをします。

各委員会での審査のため、6月6日から6月15日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、6月6日から6月15日までの10日間を休会することに決定をいたしました。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をします。

(散会時間 午前11時44分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月5日

議 長 渡 邊 明 博

副 議 長 碓 井 昭 夫

議 員 西 松 巖

議 員 碓 井 昭 夫

令和5年6月16日（第2日）

議 事 日 程 (令和5年6月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 特別委員会報告
日程第4 常任委員会報告
日程第5 議第42号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議第43号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議第44号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第8 議第45号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第9 議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第4号)
日程第10 議第47号 町道路線の廃止について
日程第11 議第48号 町道路線の認定について
日程第12 報第2号 令和4年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一 2番 渡 邊 裕 光 3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟 5番 大 平 文 雄 6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫 8番 岩 田 讓 治 9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡 田 立 副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 青 山 桂 子 調 整 監 水 谷 秀 平

会計管理者兼 住民環境課長	吉 村 等	総務課長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	福祉課長兼 安八温泉所長	坂 和 由
建設課長	河 合 一	学校教育課長	小 林 洋 臣
生涯学習課長兼 ハートピア安八館長	今 村 厚 士	産業振興課長	堀 康 信
税務課長	梅 村 明 広		

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書記	宇佐見 かおる
書記	渡 邊 光 哲		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

今日の定例議会を始めるに当たって、今日ほど痛感したことはありません。実は、こうして全員の皆さんが、既にスタンバイをされてお集まりいただいております。その間少し、5分ほどでございましたが、もう始めてもいいんではないかなということをおられた方があろうかと思いますが、議会というのは定刻の時間が10時となっております。全文筆記になりますので、これは10時にならないとブザーが鳴りません。ブザーが鳴って初めて始めることができるというのがこの定例議会でございます。

それでは、ただいまより令和5年第2回安八町議会定例会を始めさせていただきます。

その前に少しだけ、今の世相というのか、今安八町では農家の方が個人の方も大変皆さん一生懸命やられて大半の方が終わられたかなと思いますが、国策の中で担い手をというような中で、国のほうが法人とか集落営農とかいろんな関係で進めております。まさに担い手に集約をするというのが、まだ十分ではございませんが、そういう人たちが今朝の農業新聞にも載っていました。経営的に非常に大変だと。というのは、コロナ、また、ロシアのウクライナとの戦争によっていろんなショックが、また食料品等全てのものが高騰しているという中で、日本の経済もこれからどうなっていくかなあという感は否めません。ただ、やはり我々の町は新しい町長の下、これからの安八をどのようにつくっていくかという関係が非常に町民の方も興味があることだろうと思います。

そんな中で、まだまだ全員が終わったわけではございませんが、大変な大きな担い手のところもまだこれから10日間ぐらいはどうしても最後がぼわれるだろうというふうに思っております。

それでは、定例議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 岩田譲治君、9番 山中美恵子君に指名いたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告によって発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

8番 岩田譲治君。

8 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、企業誘致に最大の努力をと題しまして質問をさせていただきます。

スマートインターチェンジ周辺の38ヘクタールの開発について、町長にお尋ねをいたします。

まずは、町長、御就任おめでとうございます。

町長は、選挙の公約の一つに、スマートインターチェンジ周辺の企業誘致をし、税収を確保し、町民への行政サービスの向上を目指すことに最大の努力をすることを上げられておりました。昨年度末には、先行して開発する区画の土地もおよそ90%を超える地権者の方から御協力いただいたと聞いております。また、埋立ての土砂も現在では約40%が確保できたと聞いております。しかし、一番の肝腎な企業誘致の具体的な企業名が聞かれません。スマートインターチェンジができて既に5年が過ぎました。今や遅しといった感があります。庁舎内の職員でこの道に精通した人を集めて、専任のプロジェクトチームをつくって、土地の100%買収、土砂の100%確保、そして企業誘致を同時並行して進めなければなりません。

改めまして、この事業にかける町長の意気込みをお聞かせください。

議 長 町長 岡田立君。

町 長 皆々様おはようございます。

それでは、私のほうから岩田譲治議員の御質問、企業誘致に最大の努力について、私の思いを述べさせていただきます。

私は、まちづくりの基本理念として、笑顔と活力が循環し、光輝く町を掲げており、安八スマートインターチェンジを核とした企業誘致を軸とする活

力あるまちづくりなどを施策の柱としております。

安八スマートインターチェンジは、私が職員だったとき、5年間建設に携わらせていただき、供用開始をさせていただきました。難しい問題もございましたが、いざ完成した姿を目の当たりにすると、感無量になると同時に建設本来の目的である企業誘致などによる活力あるまちづくりという、本来の目的達成に向けた使命感に決意を新たにします。

企業誘致を進めるために、土地の確保、そして造成工事、道路整備など、そういった事業が伴ってまいります。土地開発公社が事業の主体となり進めておりますが、横の連携が必要不可欠であり、企業誘致は企画調整課が、工事関係は建設課が中心となり現在進めております。また、地権者との意見調整や土地の取得関係は、課を横断する職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、事業への御理解、御協力をお願いさせていただいております。

ただいまの事業の進捗状況ですが、議員のおっしゃられたとおり、用地関係では一部先行で開発する区画約4ヘクタールが90%を超える地権者の方より御協力をいただいております。また残りの区画につきましては、今年の稲刈り以降に御協力いただけるようお願いをしていく予定でございます。

工事関係では、造成工事に必要となる土について、こちらにつきましても議員のおっしゃるとおり約40%が確保できておる状態でございます。今後も国や県に工事発生土や河川、河道掘削路など、支援をお願いしていきたいと考えております。

企業誘致の関係では、企業様に対して広く意識調査を実施させていただいたところでございます。今のところ、食品関係、そして製造業を中心に10社を超える企業様から御関心を持っていただいておりますが、何分、意向調査の段階でもございますので、企業様のお名前までは公表を控えさせていただきたいと思っております。

ただ、関心を持っていただいた企業様には町から訪問面談をさせていただき、できるだけ早く立地していただくよう、企業様の選定に向けた事務手続の精査や調整を図っていくところでございます。企業誘致は、雇用の場と安定した財源の確保が見込め、活力の源となります。安八の命運を左右するとも言えるべき事業と言っても過言ではございません。地権者の皆様との信頼関

係を崩すことのないように、誠意を持った対応を心がけるとともに、既存の企業様に対しても関係を密にしていきたいと考えております。

岩田議員が御提言されるとおり、事業の推進に当たっては職員の配置などスムーズな事業推進に努めたいと考えております。横の連携をより密にするためにも、組織の改編などを視野に入れ、私が先頭になり、費用に関する情報収集や土地の確保等も私の強みとする国や県との太いパイプを十分活用させていただくとともに、常にトップセールスに出向き、必ずや成し遂げるといふ強い思いの下、ギアを1段階上げて強力に推進していく所存でございます。どうか御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

8番 ありがとうございます。

町長のリーダーシップの下、この大きな事業がスピーディーに行っていて、早く安八町民に本来の目的である行政サービスの向上、これをよろしくお願いしたいと思っております。

議会といたしましても、これは私の個人的な意見ですがけれども、やはり特別委員会をつくって議会といたしましてもやはり立場は違いますけれども勉強、あるいは研究をしなければいけない、そして、整合をしていかなければいけないんじゃないかというほど大きな事業でございます。議会並びに執行部ともにこの事業に携わって、そしてよりよいこの38ヘクタールが町民のためになる事業にぜひとも早くしていきたいなというふうに思っております。これは要望でございまして、質問ではございません。よろしく申し上げます。終わります。

議長 4番 坂悟君。

4番 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、これより私からはアンピーバスをデマンドバス化してはということで一般質問をさせていただきます。

アンピーバスは70歳以上の方、中学生以下の生徒・児童及び幼児、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自動車免許証を返納された方は無料、一般の方は1回100円で乗れる便利なコミュニティバスで、南部線、北部線の西回り、東回りで運行されています。しかし、運行経路が複雑化し、バス停も多く、乗車時間、待ち時間などの問題が出てきまし

た。近年は、携帯電話、スマホの普及を利用した柔軟なバス運行可能なデマンドバス化が主流になってきています。現在はさらに進んで、AIオンデマンドバスの実証事業も各市で始まっています。また、福井県永平寺では2023年5月、日本初の無人自動運転、レベル4ですね、の移動サービスがまさに始まっております。

最近話題のChatGPTの解説によりますと、オンデマンドバスとは、一般的な定期運行バスと異なり乗客の要望に応じて運行されるバスのことを指します。乗客は、事前に予約するか直前に電話やアプリでリクエストすることで出発地や目的地、利用時間などを指定し、運行会社が、可用な運転手やバスを手配し運行します。オンデマンドバスは効率的に移動しながら個人のニーズに合わせた柔軟な運行が実現できるため、地方都市や団地、高齢者の移動支援などに利用されています。第六次総合計画を策定中でもありますので、安八町のアンビーバスについて下記の質問をさせていただきます。

質問1. 近年のアンビーバスの利用人数は、月平均どのぐらいですか。また、今後の利用人数の見込みは、このまま現状維持できるとお考えですか。

質問2. 一例ですが、隣の町では新幹線岐阜羽島駅へのデマンドバスが運行されています。安八町からは新幹線岐阜羽島駅へは路線バスがある関係で優先順位が低いと思われます。しかしながら、アンビーバスをデマンドバス化すると、ハートピア安八、むすぶテラス、安八町役場、にしみのライナーバス停、安八温泉、結神社など主要施設への利便性が向上できると思われますが、改善するお考えはありませんか。さらに進んで、全国各地で検討されているAIオンデマンドバス化を視野に入れた交通インフラ全体の検証とクラウド化をお願いしたい。

以上、私からの質問の御回答をよろしく申し上げます。

議長 町長 岡田立君。

町長 坂議員からの2つの質問に対しまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

ここ1年のアンビーバスの御利用者数の月平均は1,200から1,300人前後となっております。コロナ前の月平均3,000人にはまだまだ届いておりません。コロナの影響により安八温泉の入場規制が続いておりましたが、徐々に規制緩和がされつつありますので、温泉への御利用も増えるのではないかと期待

しておるところでございます。

アンビーバスの利活用に対しては、町としても利用率の向上を目指しいろいろ工夫を重ねてきており、平成30年には、バスを2台体制とし小型化させていただきました。縦に長い安八町を北部のほうも南部のほうも同じ時間に安八温泉に入館できるように、また医療機関や商業施設のバス停も増やし、温泉以外の御利用もできるよう配慮してきました。また、コロナワクチン接種の際にも御利用いただけるよう、運休日なしの運行をするなど町民のニーズにできるだけ合わせたダイヤの組替えなどもしてきてという経緯もございます。

アンビーバスの行き先などを調査しましたが、町外の大規模商業施設への利用も多く、町内のほかの商業施設も含め、去年は利用者の約12%が商業施設のバス停で降車されており、買物利用としても需要が多くあるとの結果が出ております。

アンビーバスの収支予算は、支出予算2,321万7,000円に対し収入見込みが約3万円になっており、採算は取れない状況ですが、公共交通の充実が高齢化社会の中で暮らしやすいまちづくりのために必ず必要なことだと認識しております。今後、さらにコミュニティバスの在り方については、住民の方の利用向上のために効率的な方法を探っていきたいと思っております。

議員御提言のデマンドバスについては、私が町長に就任させていただいてすぐに担当課に調査、検討を指示させていただいたところでございます。

デマンド化のメリットとしては、御自宅近くでの乗車が可能になる、待ち時間が少なくなる、空車運行が少なくなるなどが上げられます。デメリットとしては、相乗りによる希望時間の変更や御利用数時間前までに電話予約が必要、また維持経費の増などが考えられます。

いずれにいたしましても、他市町を結ぶ民間事業者の路線バスを幹線バスとして捉え、共存を図り、町内を巡るアンビーバスが高齢者の日常の支えとなるよう費用面からも検討していき、町内の方が利用しやすい公共交通機関として、デマンドバスの実証実験も含め、今後コミュニティバスの在り方を検討してまいります。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 坂悟君。

4 番 町長、御回答ありがとうございました。

デマンドバス事業では、成功している自治体として兵庫県の丹波市がありまして、丹波市は路線バスが廃止になったところで、デマンドタクシー、そういうものを活用されております。会員登録制になっておって、全人口の15.6%、9,695人の方が登録されて活用されているという話を伺っております。そういう形でデマンド方式にはいろんな方式があります。セミデマンド方式、フルデマンド方式とか、町長も先ほどおっしゃられたように、安八町として何が一番住民サービスに結びつくかということをしつかり御検討願って、ぜひとも、少しでも皆さんのお役に立てるようなアンビバス事業にさせていただきたいと要望します。特にこれに対する回答は要りません。ありがとうございました。

議長 2番 渡邊裕光君。

2 番 ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、私のほうからカーブミラー設置及び管理についてというものを質問させていただきます。

最近、安八町内でも事故が多々見られます。さらに新年度が始まり3か月、気の緩みで事故が多くなるという統計も出ております。その事故等を減らす一つのものとしてカーブミラーがあります。

先日、事故の際、カーブミラーが倒れたところがありました。事故を起こされた方が保険を使って直されましたが、カーブミラーの設置まで時間が多々かかりまして、その間通るのに大変危険であるという声が多くございました。そこで私から質問です。

もっと早く対応できるようなカーブミラーをストックしたり、仮設のものを用いて対応することはできないのでしょうか。また、カーブミラーの向きがゆがんだり、支柱が腐食したり、草木が覆って見にくい箇所もございます。そこで、交通安全協会の方やシルバー人材センターの方でミラーパトロール隊をつくっていただければどうかと思います。

私のほうからは以上です。担当課長、御回答のほうをよろしく願いを申し上げます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問に回答させていただきます。

昨年令和4年における大垣警察署管内で発生しました人身交通事故の中で、

最も重大な結果を招くおそれのある出会い頭事故が全体の34%を占めております。そこで、出会い頭の発生を防ぐため有効な手段となるのが、渡邊議員御指摘のとおりカーブミラーであると考えられます。

現在、安八町にはカーブミラーが約1,000か所設置されており、総務課において日常の点検や修繕に当たっているところであります。こうしたカーブミラーの修繕の必要が生じる原因の多くが渡邊議員もおっしゃられたとおり交通事故による場合で、本年5月までに町内で7件発生しております。また、台風などの暴風雨による場合であります。

渡邊議員御提案のカーブミラーのストックや仮設による対応につきましては、早く現場を復旧するために町と修理業者との間で連携、連絡を密にして、既にその運用、対応を図っておるところであります。

また、次のミラーパトロール隊をつくってはどうかという点につきましては、これまでも安八町交通安全協会の役員の皆さんとともに、7月と12月の年2回、町内全域のカーブミラーの清掃活動に合わせて、面の向きやひび割れ、支柱の腐食状況など点検を実施しております。また、総務課職員も随時点検に回っておりますし、町民の方からの連絡などに対し素早い対応を心がけ、修繕等を行っておるところであります。

当面は、このような対応を継続させていただきたいと考えております。しかしながら、専門業者でなければ判断できない支柱の腐食などについては業者等による一斉点検の必要性も今後検討してまいりたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 総務課長、御回答のほうありがとうございます。分かりやすい説明でありました。

先ほど言われましたように年2回パトロールを行っておると、要するにミラーを磨いたりとかいろんなことをされておるといふふうに今お聞きしました。私は年2回、そのお掃除なんかはそれで結構やと思いますが、やはり向きが変わったりとか倒れたりとかそういうのもあったりとか、腐食しておるのも待たなしで起こると思います。その辺のところも含めて、回数等もちよっと検討をしていただきたいというふうに思っておりますし、もうあと一

点、私のほうからのお願いはやっぱり交差点内の事故が多いということで、先ほど総務課長も言われたように、やっぱり事故の3分の1程度が交差点内の事故であるというふうに言われました。私もそういうふうに認識しております。

交差点のところに白線で十字を書いてあるというのは皆さん御存じだと思いますが、この交差点に白い十字が大分消えておる箇所が多くございます。その辺のところも、年に2回カーブミラーを見られたときとか、回数をこれから増やしていただくかどうかは分かりませんが、できたら増やしてほしいと思いますが、そういうところも見ていただきたいというふうに思っています。何分にも事故が多くございますので、安八町は事故がない町、安心して暮らせるようなまちづくりということで、今後とも行政の方に力を入れていただいてやっていただきたいというふうに思っています。これはお願いでございます。御回答は要らないです。どうもありがとうございました。

議長 続きまして、3番 傍嶋邦博君。

3番 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私からは今後の財政・行政運営について質問いたします。

近年、日本は少子超高齢社会と言われ、日本全体の人口減少と若年層を中心に、都市への一極集中移住が地方と呼ばれる地域に大きな影響を与えております。

安八町もそのあおりを受け、人口減少、少子高齢化が課題となり、これらの問題は、担い手、働き手不足だけでなく、町の財政を圧迫し、行政サービスや公共インフラストラクチャー、道路、治水、上下水道、公共施設等の維持管理など、様々なサービス低下の要因につながっているのが現状であります。

また、今は目まぐるしく変化し続ける社会。今は行政にもこの変化への対応能力が求められております。そして、その変化はさらにスピードを上げ、行政の対応能力が住民サービスに直結する時代が既に訪れ始めております。

全国の自治体は以前まで、今後の行政という公共施設の建設を中心とする施策が主流でしたが、現代は変化に遅れることなく対応していく住民サービスが求められていると私は考えております。しかしながら、新しく建築や改築しなければならない建物ももちろんありますし、特に道路や上下水道はし

つかりと維持されなければなりません。

こういった様々な問題・課題が山積する中、安八町の財政改善や明るい未来のために最優先に取り組まなければならないことが企業誘致であることは周知の事実です。ただ、企業誘致には、用地買収、造成工事、会社の建設等時間を要することが必須であり、企業誘致を迅速かつ確実に成功させたとしても、免税期間等を含めると、安定した税収入が見込めるようになるまでには10年ほどかかるであろうと考えています。

今の町財政が決してよいと言える状況ではないため、企業誘致が成功し安定するまでの約10年間の行政運営・財政運営は、今までよりもさらに国や県の補助金等を有効活用し、町民が求めるサービスにしっかりと着目して、その中で重要項目を選択し、最優先事項から順に町民の要望に応じていくことが大切であると私は考えております。

そこで、町長に3点お聞きいたします。

まず1点目として、企業誘致が成功し税収入が安定するまでの期間の行政運営・財政運営について、町長の見解を求めます。

2点目は、2023年4月19日、文部科学省が公立学校施設の空調設備の今後について公表をいたしました。地域の避難所としての役割を担う体育館については、空調設置と併せ、断熱性も確保するよう要請。ともに国庫補助の対象となるため自治体での検討を進めるよう促しました。補助率は2分の1、2025年まで、対象工事費の上限は7,000万円で、空調設置と併せて断熱工事も補助対象となっております。

そこで御提案ですが、今現在進めている建物の長寿命化と併せ、この機会に各学校の体育館の耐震、空調設置、断熱工事をしてはいかがでしょうか。これは今問題視されている熱中症対策にもなり、しかも、避難所としての機能も上がります。また、先述で申し上げた時代の変化に対応した内容でもありますし、公共施設の耐震についてはいずれ必ずやらなければならない事業でもあります。そして何よりも町民の命を守るため、安心・安全を確保するため、ぜひ進めていただきたい内容であると私は考えますが、町長の見解を教えてください。

3点目は、町民が求めることに着目し選択していくことが重要であると示させていただきましたが、全町民の声を聞くことが非常に困難であることは

言うまでもありません。そこで、毎年区長から要望書が提出されていると思いますが、それを精査し優先順位を決め、優先事項から順に、今までよりも多くの要望に応えていける予算組みと行政運営をしてはいかがでしょうか。区長がその地区の代表であり、その地区の要望を誰よりも聞いている立場にあります。一つでも多くの要望書の内容に応えていくことが住民サービスにつながると私は考えますが、町長の見解を教えてください。

議 長 町長 岡田立君。

町 長 それでは、傍嶋邦博議員の御質問、今後の財政・行政運営についての回答をさせていただきます。

1点目の企業誘致が成功し税収入が安定するまでの期間の行政運営・財政運営についてでございます。

行政運営の長い歴史の中で、行政と財政がうまくかみ合うときばかりではないと考えます。財源に制約を受ける中での行財政運営は厳しいものがございますが、どのような状況であっても、まちづくりは進めていかなければなりません。また、税収など財源の安定性のいかに関わらず、常に効率的な行財政運営を目指していくのが我々行政に課せられている課題とも承知しております。

ただいま、財政状況を好転させるためにも、企業誘致などを最重要課題として推進しておるところでございます。議員御指摘のとおり、企業進出が決まっても財源の面ですぐに効果が見られるものではありませんが、確実に効果を生んでいただけたらと思っております。効果が現れてくるまでの間、少し時間は要しますが、その間、企業が立地されれば、そこに人が集まりにぎわいを生みます。それが連鎖していくことによって、よい方向に循環し、必ずや町に活力が生み出されるというふうに思っております。これにつなげていくには、まず職員が団結し、創意工夫、柔軟な発想をもって、貴重な財源の有効活用や効率的な行政運営に心がけることが重要であると考えます。これをベースにし、住民の皆様、企業の皆様と行政が一体となった行政運営を目指し、たゆまない努力をしまいる所存でございます。

2点目の小・中学校体育館の空調設備等の整備の関係についてでございます。

これまで小・中学校、こども園に空調設備の整備を進めてまいりました。

もしものときの住民の避難場所としては、ある程度の住環境を提供できるというふうに思っております。

ただ、昨今の気象の変化を考えますと、小・中学校児童・生徒の熱中症対策としては、体育館への空調設備等の整備は必要であるとの認識は持っております。

今後、義務教育施設を含め、公共施設の改修計画に基づき、長寿命化工事や改修工事が必要となってまいります。財源は、確保という大きな問題を抱えておりますので、小・中学校の体育館への空調設備の整備は改修時期に合わせて考えさせていただき、まずは早期に総合体育館の大規模改修に着手し、同時に空調設備なども整備したいと考えております。また、改修が終わった施設で体育授業を行うなど、学校との連携も同時に考えていきたいというふうに考えております。

そのような中、議員も御提示されておりますが、国からも要請されたということもあり、施設設備計画の見直しも着手していきたいというふうに考えております。

3点目の地区要望の関係についてでございますが、ここ数年は、過去から要望をいただいている事業について、精査し対応していくことを優先としており、緊急性のあるもの以外は新たな御要望は控えていただいております。地区の皆様からの御要望に十分お応えできていないことを申し訳なく思っております。できるだけ早く、積み残しとなっている御要望に着手してまいりたいと考えておりますが、長い年月の間に各地区では必要な要望も変化してきているというふうに考えているところでございます。

現時点でどのような事業が必要であるか、私どもに見えていないということもあり、現在は、いただいている要望も含め、再度地区のほうで要望事業の優先度を整理していただき、令和5年度から地区要望という形で皆様からの御意見なども伺えるようにしていきたいというふうに考えております。要望をいただくだけでなく、随時要望にお応えしていけるような環境を整えてまいりたいと思っております。どうか御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3 番 ありがとうございます。

行政に重要でない時間や期間などは存在しないとももちろん思っておりますが、これからの約10年間はとても苦しく大変で、かつ物すごく重要な約10年間であると私は考えております。企業誘致は何としてでも成功させなければならぬ期間でもありますし、この具体策等については先ほど御返答いただいておりますので、財政的にもかなり苦しくなりますし、あとお金は使わなければたまりませんが、そうすると維持管理がおろそかになり、町の活気もなくなり、挙げ句にはほかの自治体に置いてけぼりを食らうようなこととなります。

財政調整基金については、満足できる金額ではありませんが、ある程度回復をしてきました。ただ、お金というのは、ため方よりも使い方にセンスが必要なものと私は常に思っております。今、安八町に入ってくる収入は、町の規模から見れば豊かではありませんが、決して少な過ぎるというわけでもないと思っております。今現在の使い方の精査が必要になってきているんだなあということを私は感じております。

例えばですが、町の施設の中にもマイナス運営のものが幾つかあります。例えば安八温泉を例に話をするのであれば、例えばですけど、少年団やスポーツ協会、商工会や老人会等の何らかの団体と組んでいただいて、毎月のようにイベントを開催してとか、または独自で利用客限定のカラオケ大会等を開催するなどして利用客増加に努めるとともに町の活気回復を図って、そうするとマイナス部分が減ると思うんですけど、その分をためるとかじゃなく、ちゃんとほかの住民サービスに充てていくというようなこととか、大胆な発想の意見をちょっと言わせてもらうのであれば、企業誘致が成功するまではそういったマイナスのところを閉鎖してしまい、今までマイナスになっていた部分をほかの住民サービスに充てて、企業誘致で税収が安定してきたら、改築または建て替えをしてリニューアルオープンさせるとかですね。これからの約10年間は去年に右倣えからかなり離れた政策が必ず必要になってくる期間だと私は思っております。

今回、町長も替わられて、これからの町長に必要なことは、新たな見解、新たな発想、新たな政策、そして何よりも住民の声をしっかり聞く力と確か

な実行力、これが必要であると私は思っております。いろいろと申し上げましたが、大変多くの町民の方から、岡田町長に期待しているという声をよくお聞きいたします。その期待を裏切ることなく、変化を恐れず議会と協力していただき、よりよい住みやすい安八町づくりを目指していただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問は終わらせていただきます。答弁は要りません。以上です。

議 長 1 番 石原英一君。

- 1 番 議長から発言のお許しが出ましたので、僕からはシニア世代の活動の変化、意識の変化に向けて、町としてどのように向き合っていきますかということをお聞きさせていただきます。

町内のシニア世代の活動に変化が現れてきています。例えば、老人クラブに関しては加入者の減少により合併や休止となる地区が現れ、結や名森の加入率5割程度、牧は3割を切っています。これは高齢者が増えて分母数が大きくなっているというのものもあるんですが、やっぱり減っていることには間違いはないということです。シルバー人材センターの登録数は、平成27年が89名、令和4年が58人、新規加入者も激減、70歳以上が多い百梅園の除草ボランティア参加人数はコロナ禍で激減し、1回当たり20人を切る日が多くなり、令和3年度から令和4年度の1年間の延べ人数だけでも2割減という状況です。役員の年齢層が高い文化協会に関しては、昭和61年発足当初は加盟51団体1,300人余りだったのが、令和5年現在30団体339人と減ってきています。これは2025年4月から65歳定年制の義務化など70歳まで働くことができる環境が一般化されつつあり、社会制度の変化も大きな要因だと考えられます。

また、町内の60代の方にお話を伺うと、現役で働いているのに老人会と言われても抵抗があるとか、会社の間人関係でも大変だったのに町内の会に入って再び人間関係で気を遣いたくないなど、意識の変化というものも起きています。

その一方で、町のために働きたいという協働意識とか、ボランティアなどへの参加意欲というのが高い方が多いことも強く感じています。お年寄りでも、高校進学以降何十年も町内の活動や人と疎遠になっていたけれども、町内で年代の近い人たちと知り合うきっかけで意識が変わり、町内にも新しいボランティアグループやサークルが出来始め、やりがいとか生きがいを口に

する方もいらっしゃると思います。

そこで、町としてそういった動きを加速する試みをしてみてはいかがでしょうかでしょうかというのが提案です。例えば、老人クラブの名称を変えてみる。近隣でいうと、大垣はかがやきクラブとかという名前に変えています。文化協会とジュニア文化サークルの交流というものを増やして、高齢者と若い世代の親子の関係というような関係性をちょっと探ってみるとか、あと水まつりやふれあい祭りなどのイベントに町内の新たなグループも参加できるよう声かけをするなど、即効性はないかもしれませんが、長い目で見ると町民の意識と活気を回流させるとは思いますがいかがでしょうか。町長の見解を求めます。

議長 町長 岡田立君。

町長 石原英一議員の御質問、シニア世代の活動の変化、意識の変化に向けて、町としてどのように向き合っていきますかという御質問について回答させていただきます。

シニアとは一般的に60歳以上の方を言い、安八町では令和5年4月1日現在5,017の方が在住しており、総人口の34.7%を占めております。シニア世代の意識は、議員御推察のとおり、定年延長や再雇用により働ける環境が広がったことなどもあり、シニアという感覚はあまりお持ちでないように感じております。いつまでも現役世代という若々しい思いを持たれることは、健康面、精神面から見ても大変よいことであるとも思っております。

昨年度策定した安八町地域福祉計画、通称おたがいさま計画、での意識調査では、60歳以上の方のうち、約67%の方がボランティア活動に参加したいと回答されております。また、ボランティア活動のほか、お祭りなどのイベントへも参加したいという声もお聞きすることもあり、多くの方々が社会活動に参加したい意識をお持ちになっていることをうかがい知ることができます。

町としては、福祉施策の基本理念でもあります「だれもが 住み慣れた地域で 共に支えあい いきいきと暮らせるまちづくり」、そういったものを実現するために、シニア世代の方々がやりがいや社会とつながる意識を持つことが大変重要であると考えます。何かとコミュニティー意識の希薄化が懸念される中にありながら、シニアの皆様の社会参加に対する機運の高さにありがたく思う次第でございます。この機運を消沈させることなく、一層高め

ることに尽力してまいりたいと、そういうふうにも思っております。

石原議員の御提案の老人クラブの名称については、老人福祉法でこの名前がうたわれており、これを変えることは難しいと思いますが、地域の方が参加しやすい名称、いわゆる通称名、そういったものを使用していただき活動されることも選択肢の一つだと考えます。

また、文化を通じた高齢者と若い世代との交流はいずれの世代にも有意義であり、これがベースとなり、文化だけにとどまらず多方面に広まっていくことが大事と考えます。例えば福祉や防災・災害対策の面などでも、相互扶助、共助に対する意識、認識の高揚にもつながっていく可能性も大きく期待できるものと思っております。

いずれにいたしましても、社会参加に対する意識を醸成し、機運を高めていくことが、住民協働のまちづくりの推進に大きく寄与するものと考えております。行政としましても、地域の皆様、関係の皆様と協働し、できる限り支援、尽力していく所存でございます。どうか御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 ありがとうございます。

御存じのとおり、安八町は去年、大東建託さんで「住み続けたい街」1位になりました。町内の住んでいる方のアンケートからじゃあちょっと分析してみると、幸福度は意外に低いんですね。

ただ、一方で面白い結果があって、ウォーキング、歩くということに関するアンケートに関しては物すごく、好きという人が多いんですね。要は科学的な分析の中で、歩くのが好きという人というのは幸福度が高いと言われてるんです。これというのも検証で出ていて、幸福度が低いというのはやっぱり日本人の謙遜的な文化もあって、何か幸福と言っちゃうと罰が当たっちゃうみたいなのというようなことで、どうしても幸福度のところで例えば10を満点としたら5にしちゃうのでどうしても幸福度が低くなっちゃうということもあるんですけど、そういった面で見たら、安八町って歩くのが好きということは逆から見たら幸福度が高いと僕は思っているんです。

今日のお話で、幸福度が高い、高くなっていくというお話なので、ぜひともこれは町長にはもっと活力と笑顔があふれる回遊する新しい施策を期待しております。別に回答は要りません。よろしく願いいたします。一般質問を終わります。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。15分間の休憩を取りたいと思いますが、5分から再開をいたしますので、そのように議場にお集まりいただきますようお願いをいたします。それでは改めて休憩を行います。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時03分 再開)

議長 それでは再開をいたします。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 坂悟君。

4 番 安八町議会議長 渡邊明博様。

議会改革特別委員会 坂悟。

本委員会における事件は、次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、令和5年6月5日月曜日、午後1時15分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果の報告。令和5年度議会報告会についての報告を行いました。

開催日時、4月28日金曜日午前11時より。開催場所、ハートピア安八2階大会議室。参加者、安八町子ども園保護者会連合会役員32名。報告内容、安八町議会の概要、議会の活動報告。

コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度より開催を見送っていた議会報告会を4年ぶりに開催しました。当委員会では、来年度以降も議会報告会を続けていくために、今回の報告会について委員から出された意見を踏まえて開催方法等を今後も検討していくことにいたしました。今回の議会報

告会については、開催報告書を町長に提出し、また議会だよりナンバー94号に掲載することに決定しました。

少数意見留保の有無、なし。

その他、なし。

以上、報告をいたします。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第42号から日程第11、議第48号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 坂悟君。

4 番 安八町議会議長 渡邊明博様。

民生文教常任委員長 坂悟。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和5年6月8日木曜日、午後1時30分から。

2. 出席者、委員全員、関係執行部全員出席。

3. 付託事件及び審査の結果、議第42号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第43号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第44号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について、議第45号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見の留保の有無、なし。

5. その他、委員会現地視察は、牧小学校グラウンドのバックネット、中央こども園園庭の拡張箇所、ハートピア安八に設置されたほほえみ教室分室を視察しました。

以上、報告を終わります。

議 長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 安八町議会議長 渡邊明博殿。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和5年6月9日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員出席。

3. 付託事件及び審査の結果、議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会の関係分を審査した結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第47号 町道路線の廃止について、議第48号 町道路線の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

4. 少数意見の留保についてはありませんでした。

5. その他は、委員会現地視察は、旭金属工業株式会社が新たに建設した岐阜安八南工場を視察し、担当者から詳しい説明を受けました。

以上、報告を終わります。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 続きまして、日程第5、議第42号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第43号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第44号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第45号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第46号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第47号 町道路線の廃止についてを議題といたします。
本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。
本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第48号 町道路線の認定についてを議題といたします。
本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。
本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、報第2号 令和4年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 報第2号につきまして御説明させていただきます。

報第2号 令和4年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

令和4年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものとする。

令和5年6月16日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

統括事項でございますが、安八スマートインターチェンジ工業団地造成事業を推進するとともに保有する土地の売却に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。

8議案を御審議いただき、全て議決、承認をいただいております。

決算につきましては、5月22日の監事会におきまして、渡邊明博監事、山中美恵子監事の御両名より監査を行っていただき、また6月5日には公社理事会におきまして承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益1,039万675円。

2の事業原価1,817万650円でございます。事業総損失は777万9,975円でございます。内容につきましては、企業への土地売却に係るもの、また附帯等事業につきましては、公社保有土地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますか、消耗品、鑑定評価費等で16万3,410円、事業損失は794万3,385円でございます。

4の事業外収入、受取利息は予定利息であり、また雑収益は、町からの公社運営補助金等でございます。事業外収益の合計は512万3,202円となっております。

5の事業外費用は支払利息で135万240円、差引きしまして経常損失417万423円となっております。

6の特別損失3,785万4,264円は、特定土地化による評価損額でございます。当期純損失は4,202万4,687円となり、前期繰越欠損金4億4,547万3,221円、欠損金合計は4億8,749万7,908円となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、定期預金及び3.長期未収金でございますが、合わせまして資産合計は17億1,818万6,936円でございます。資産の部の

1.流動資産の(1)現金及び預金5億7,215万1,471円は、スマートインター

チェンジ工業団地造成事業に係る資金を3月31日に借り入れたため、残額が大きくなっているものでございます。(5)開発中土地決算額5億5,549万1,544円につきましては、安八スマートインターチェンジ工業団地事業に係るもので、令和4年度中に契約いたしました土地の用地代や委託料等を資産計上するものでございます。

続きまして負債の関係でございますが、1の流動負債、未払金、2の固定負債、長期借入金でございますが、負債合計は22億68万4,844円となっております。

負債の部の1. 流動負債、(1)未払金決算額4億9,504万4,844円につきましては、昨年度末に契約いただいたスマートインターチェンジ工業団地造成事業先行地の用地代でございます。4月早々にお支払いをさせていただいております。

2. 固定負債、(1)長期借入金決算額17億564万円につきましては、令和4年度末に借入れを行った額でございます。

続きまして資本の関係でございますが、1の資本金といたしまして500万円、2は欠損金でございますが4億8,749万7,908円でございます。合わせまして資本合計はマイナスの4億8,249万7,908円となっております。負債資本合計は17億1,818万6,936円でございます。

5ページをお願いします。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きを表すものでございまして、1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息などで、合わせましてマイナス5,437万4,158円、3の財務活動につきましては長期借入金の関係で、期末残高は6億1,364万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段6でございますが、期末の現金残高は5億7,215万1,471円となっております。

6ページの財産目録は、先ほどの4ページの貸借対照表と内容が同じですので、省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損金、当期純損失合わせまして4億8,749万7,908円、こちらを

全額次年度に繰り越すものでございます。

以下、8ページ以降になりますが、土地の移動明細でございます。

9ページをお願いいたします。

(4)開発中土地は、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に係る関係と繰越ししておりました委託料の減額に関するものでございます。

10ページをお願いいたします。

売却事業の総括表でございます。

続きまして、11、12ページは年度末の保有土地の明細でございます。

12ページをお願いいたします。

スマートインターチェンジ工業団地造成事業における先行地の契約をした土地48筆が、開発中土地として増え、最下段、令和4年度末としまして85筆6万3057.38平方メートルを保有しております。末尾に地図でそれぞれの位置も示してございますので、図面番号と照合して後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に13ページをお願いいたします。

借入金及び償還状況です。

1. 長期借入金の借入先、上段は一般の事業費、大垣共立銀行安八支店からの借入れでございます。前年度末残高10億9,200万円、本年度借入金10億8,600万円、借入利率0.25%となっております。

下段は、工業団地造成事業費、大垣西濃信用金庫墨俣支店からの借入れでございます。前年度末残高はございません。本年度借入金6億1,964万円、借入利率は0.2%となっております。

以上、令和4年度安八郡安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま説明いただきました案件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 令和4年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第2回安八町議会定例会を閉会といたします。

(閉会時間 午前11時28分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月16日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美 恵 子